

川崎市母子家庭等生活支援事業実施要領

平成29年4月1日
28川ここ家第1420号局長専決

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第1号に規定する川崎市母子家庭等生活支援事業（以下「生活支援事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 生活支援事業は、母子家庭及び父子家庭（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下同じ。）並びに寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対し、家庭の状況等の個別の事情に対応した生活支援を実施することで、母子家庭等の生活の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 市内に居住している母子家庭等
- (2) その他市長が必要と認める者

(事業内容)

第4条 要綱第2条の規定に基づき川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業を受託した団体（以下「受託団体」という。）は、母子家庭等の生活の向上を図るため、次の各号に掲げる生活支援事業を実施する。

- (1) 生活相談
- (2) 生活支援講習会

2 前項第2号に規定する生活支援講習会については、講習会の内容によりその都度対象者を決定することができる。

(利用料)

第5条 前条第1項に規定する生活支援事業の利用料は、無料とする。ただし、前条第1項第2号の生活支援講習会に必要な実費については、利用者の負担とすることができる。

(生活相談)

第6条 受託団体は、生活相談員を配置し、母子家庭等の生活実態やニーズを踏まえて、家事、育児、心身の健康管理等の生活一般に係る電話又は面接による生活相談に応じ、必要な助言、指導及び各種支援策の情報提供を行うものとし、その実施に当たっては、次の各号の事項に留意する。

(1) 地域における子育て支援や母子家庭等の自立支援に活用することができる施策及び取組の効果的、効率的な把握及び提供に努めること。

(2) 相談内容、助言等をまとめた記録を作成し、適切に管理すること。

(生活支援講習会)

第7条 受託団体は、母子家庭等の健康増進又は家計能力の向上等に向けた生活支援講習会を開催することとし、その実施に当たっては、次の各号の事項に留意する。

(1) 母子家庭等のニーズに沿った生活支援講習会を開催すること。

(2) 生活支援講習会の開催に当たっては、母子家庭等が利用しやすい日及び時間帯に開催し、託児して講習会を受講できるよう配慮すること。

(3) 生活支援講習会の終了後、必要に応じて、個別相談を実施すること。

(母子家庭等就業・自立支援センター事業との連携)

第8条 受託団体は、生活支援事業の実施に当たり要綱第3条第2号に規定する川崎市母子家庭等就業・自立支援センター事業と効果的に連携し、母子家

庭等の自立の促進に努めることとする。

(関係機関との連携)

第9条 受託団体は、生活支援事業を実施するに当たり、各区役所保健福祉センター、地区健康福祉ステーション、養育費相談支援センター等の関係機関との連携に努め、必要な支援を行うこととする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、生活支援事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長と受託団体が協議して定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。